

# 植 栽 管 理 業 務 仕 様 書

長野県立歴史館（以下「委託者」という。）の植栽管理業務については、この仕様書に規定する。

- 1 業 務 名 令和6年度 長野県立歴史館植栽管理業務
- 2 業務箇所 長野県立歴史館 千曲市大字屋代260-6
- 3 契約期間 契約の日 ～ 令和7年3月31日
- 4 目 的 敷地内に植栽されている樹木等について剪定、整枝、消毒を行う他、芝刈り及び除草作業を行う。
- 5 全般的事項
  - (1) 受託者は、契約後速やかに作業実施計画書を委託者に提出するものとする。
  - (2) 受託者は、農薬の使用に関する知識を有する技術士等の資格者を配置しなければならない。
  - (3) 受託者は、業務を実施したときは、報告書を作成し委託者に提出すること。
  - (4) 県立歴史館利用者に害を与える恐れのある作業は、休館日に実施しなければならない。
  - (5) 受託者は、事故及び建物・器物の損傷防止に努めなければならない。
  - (6) 気象条件その他の理由により、この仕様書に定める業務の実施時期については委託者の承認を得て変更することができる。
- 6 業務の内容
  - (1) 定期巡回

5～9月の5ヶ月間、毎月1回巡回を行い、害虫の発生状況、雑草の繁茂状況等を把握し、委託業務の効果的实施に努める。
  - (2) 剪 定

敷地内（屋上の中庭を含む。）の中低木の整枝、剪定を年1回、12月以降に行う。
  - (3) 害虫駆除

樹木を害虫から守るため、年3回、6～7月、8～9月、2～3月に消毒を行う。使用薬剤は防除歴に従い発生害虫の駆除に有効なものを使用する。
  - (4) 芝刈り及び除草

屋外展示場（県立歴史館の南側、歴史の小径一帯をいう。）及び生垣の芝刈りと除草を年5回、5月、6月、7月、8月、9月に行う。
  - (5) 発生材の処分

剪定、除草等に伴う発生材は、受託者が運搬のうえ、処分する。
  - (6) 落ち葉の片づけ

屋外展示場の落ち葉の片づけを3月に行う。特に、電気牧冊が設置されている箇所の落ち葉については、電気牧冊の機能を確保するため入念に行うこと。

(7) その他

ア 農薬の散布は極力避けることにし、日常的な観測によって病害虫の発生を早期に発見し、被害の受けた部分の剪定や捕殺、機械による物理的な防除による対応に努める。

止むを得ず農薬散布を行う場合は立て看板の表示、立ち入り制限範囲の設定等により農薬散布の周知を広く行い、健康への影響がないよう最大限の注意を払う。

また、農薬を使用した年月日、場所及び散布樹木、使用した農薬の種類並びに農薬の単位当たりの使用量又は希釈倍数を記録のうえ、委託者に報告する。

イ 屋外展示場の植栽物は展示の一部であることを承知し、剪定、整枝にあたっては景観、着果、歩行の支障等に配慮する。

7 従事技術者への教育等

受託者は、従事する技術者に保護管理技能及び安全教育を施すものとする。

8 その他

この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議のうえ実施するものとする。